

公立大学法人大阪市立大学役員給与規程等の特例に関する規程

制 定 平成 21.4.1 規程 18

最近改正 平成 23.4.1 規程 27

(給料の減額)

第 1 条 公立大学法人大阪市立大学役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)第 1 条の規定による役員(常勤のものに限る。以下「常勤役員」という。)の給料の年額は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間の分に限り、役員給与規程第 4 条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の年額(以下「減額前の給料年額」という。)から、減額前の給料年額に次の各号に定める割合を乗じた額(その額に 1 万円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)を減じて得られる額とする。

- (1) 理事長及び副理事長 10%
- (2) 前号に掲げる者以外の常勤役員 5%

(退職手当の取扱い)

第 2 条 前条の規定にかかわらず、公立大学法人大阪市立大学役員退職手当規程の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額は、減額前の給料年額を 12 で除して得た額(その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。)とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22.4.1 規程 71)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23.4.1 規程 27)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。